NPO 法人インテリジェンス研究所

「戦争被害受忍論の現在」
２０２６年 10 月 31 日　早稲田大学早稲田キャンパス 3 号館 6 階 605 教室

毎日新聞専門記者　栗原俊雄

（はじめに）概要

大日本大国が米英などと戦った戦争では、日本人だけで３００万人以上が命を落とした。心身の負傷者、戦災孤児などを含めれば被害者はさらに膨大となる。敗戦後の日本政府は、国を再建する過程でこれら戦争被害者への補償や援護の問題に直面することとなった。

財政上の問題などから、すべての被害者に対応することは困難で、政府は一部（主に元軍人・軍属・遺族）に援護をする一方、民間人の戦争被害者への援護にはほとんど応じなかった。その根拠となったの「戦争被害受忍論」だ。本報告では、戦後補償史のキーワードとなった、その受忍論の生成と補償問題の展開、現在の状況について報告する。

（１）受忍論とは何か～司法が編み出した「法理」

敗戦後、戦争で財産を失った民間人らが国に補償を求めたところ、国はこれを拒否。被害者が国に補償を求めて裁判を起こしたところ、司法は「戦争では国民全体がそれぞれ被害者となった。それゆえ、国民全体が受忍しなければならい」という「法理」を展開した。

（２）受忍論の展開Ⅰ

①在外財産

最初の訴訟は、カナダに移民していた法人が起こしたもの（１９６０年)。東京地裁、東京高裁で敗訴し、最高裁で敗訴が確定した（６８年)。この判決を以て、「戦争被害受忍論」の「法理」が「判例」となった

②空襲被害者

７６年、名古屋空襲の被害者が国に補償を求めて名古屋地裁に提訴。地裁、高裁でも敗れ８７年に最高裁で敗訴が確定。判決は「上告人らの主張するような戦争犠牲ないし戦争被害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」。

土地や家屋などの財産だけではなく、人間の体や命が失われても「我慢しろ」という判決。戦後補償史の「黒い画期」

（３）受忍論の展開Ⅱ

１９７３年、野党の社会党により「「戦時災害援護法案」が国会に提出された以後、８８年まで野党が１４回、国会に提出したが、与党自民党が同意せず実現せず。また、野党は国に被害の実態調査を繰り返し求めるも、国はこれに応じず。

（４）２０００年代に入って起こった提訴

１９６０年代～９０年代に起きた、在外財産喪失や空襲被害者ら民間人戦争被害者らによる提訴がことごとく敗訴した後、同様の提訴はしばらくなかった。当事者の高齢化と、「あきらめ」などが背景にあった。

だが２００７年と２００８年に、それぞれ東京大空襲、大阪大空襲の被害者らが国に補償を求めて提訴。しかし、いずれも地裁、高裁とも敗訴し、最高裁で敗訴が確定した。しかし、判決はあからさまな受忍論を強調することはなかった。

（５）法廷闘争の後

被害者原告はことごとく敗訴したものの、判決の中には原告の被害を認定し、立法による解決を促すものもあった。これを受け、敗訴確定後の被害者たちは救済立法を求めての活動に力を入れる。

① 「全国空襲被害者連絡協議会」の結成

② 与野党超党派の国会議員による「空襲議連」結成と政府への働きかけ

議連のメンバーが国会で歴代総理に質問。安倍晋三、菅義偉、岸田文雄首相の答弁は「議連の動きを見守る」という消極的な表現にとどまっていた。２５年３月６日、石破茂首相は参院予算委員会で「(戦後) ８０年という節目に行政が何ができるかよく考えて対応したい」と述べた。救済に向け一歩踏み込んだと受け止められた。

石破氏の辞任後にわれた自民党総裁選で、全国空襲連が立候補者５人にアンケートを送ったところ、高市早苗氏だけが回答。「被害者の方々のご年齢を考えると、対策が急がれる問題でもある」

（６）３８年ぶりの救済法案提出

２０２６年７月８日、空襲議連が参議院に救済法案を提出。

立憲民主、国民民主、公明、共産、れいわ新選組、チームみらい、社民、沖縄の風の８会派など野党が中心。案の柱は

① 第二次世界大戦下、空襲や地上戦などにより身体もしくは精神に障がいを負った人▽ケロイドを負った人で、法施行時点で生存している人に対して、一人当たり５０万円の特別給付金を支給する。

② 国に被害の実態調査を課す。

しかし与党の自民、日本維新の会と野党の参政が同意せず、審議未了廃案。

以上

参考文献　『戦後補償裁判　民間人たちの終わらない「戦争」』(NHK 出版新書・栗原)
『東京大空襲の戦後史』(岩波新書・栗原)